

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、かずさ水道広域連合企業団水道事業指定給水装置工事事業者規程第4条第1項第2号の規定により、告示する。

令和7年4月24日

指定番号	給水装置工事事業者の氏名又は名称	代表者名	事業所の所在地	指定の有効期限
227	株式会社堀江商店 石油瓦斯部	木更津 営業所長 水村 晃治	千葉県木更津市潮見 四丁目5番	令和12年3月24日
228	株式会社田中設備水道	田中 良典	千葉県千葉市中央区 矢作町362番地	令和12年3月24日